議案第五十六号

三朝町戦員旅費支給条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員旅費支給条例等の一部を改正することについて、地方自

治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の

議決を求める。

昭和四十四年六月二十五日

三朝町長 / 坂 出

出雅

E

三朝町条例第

三朝町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例

(三朝町戦員旅邊支給条例の一部改正)・

第一条 三朝町職員旅費支給条例 (昭和二十八年三朝町条例第十七号)

Ø

部を

別表

別表を次のように改める。

次のように改正する。

ある者 等級の職務に 一等級及び二 務にある者 三等級までの戦 その他の職務 にある者 X 分 運賃 普通旅客 県 鉄 内 車両料金 特別船室 特別船室 料金 道 県 外 賃 船 賃 航空賃 賃旅払現 客つに 遅た支 車馬賃 VC 六 つき) 円 つつき日に 29 Ħ. H Ħ. 0 \circ 0 当 円 円 三00年1月00日 につき 界 一次00三三00 内 県外 夜 图00円 食卓料に 至00円 つき

(三朝町長等給与条例の一部改正)

第二条 三朝町長等給与条例 (昭和二十八年三朝町条例第十八号) Ø 一部を次のよう

に改正する。

第七条中「船賃、」の下に「航空賃、」を加え、「六種」を「七種」に改める。

別表第二中

運つ現た 放客払 航空賃 につき) 車馬質 - 円 につき。県 K00円1200円000円 B 当 につき) 内 県 一夜 外 につきな料 长00円

K

改める。

(議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 議会の議員の報酬及び費用弁賃に関する条例 (昭和三十一年三朝町条例第十九.

号)の一部を次のように改正する。

船賃普 室及通 料金特客 別選

を

.

に改める。

(施行期日等)

附

則

1・との条例は、 賃欄 表 Ø 航 0 規定 空賃欄の 並 び に第一 規 公布 定、 Ø 第二条中三朝 粂 日 中 から施行する。 識 会 Ø 鬷 町長等給与条例第七条の改正規 員 Ø 報 ただし、 酬 及び費用弁償に関 第一条中三朝町職 寸 る 条例 定 員 及 旅 别 \mathcal{O}^{ϵ} Ħ 表 别 支 の航空質欄 兲 給 Ø 采 航 例 空 別

の規定は、昭和四十四年七月一日から施行する。

匑 一条の規 定 VC よる改正後 0 朝 町 職員旅費支給条例 (同条例別表中航空質欄 を 除

び別奏第二中航空賃棚を除く。)の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。 の規定及び第二条の規定による改正後の予朝町長等給与条例(同条例第七条及

昭昭拾 四年六月霧五日 原案可決